

開 示 書

第 1 期

〔自 平成18年 4月12日〕
〔至 平成19年 3月31日〕

平成19年 7月

日本ユニコム株式会社

目 次

はじめに	1
記載項目について	1
1．会社の概況.....	5
(1)会社名等	5
(2)会社の沿革	5
(3)会社の目的	5
(4)事業の内容	6
(5)営業所の状況	7
(6)財務の概要	8
(7)発行済株式総数	8
(8)主要株主名	8
(9)役員の状況	9
(10)従業員の状況	11
2．営業の状況.....	12
(1)営業方針	12
(2)当社及び当業界を取巻く環境並びに営業の経過及び成果	12
(3)対処すべき課題	14
(4)受託業務管理規則	17
(5)外務員の登録状況	29
(6)委託者数	29
(7)苦情・紛争に関する事項	29
(8)訴訟に関する事項	29
3．経理の状況.....	30
(1)貸借対照表	30
(2)損益計算書	31
(3)株主資本等変動計算書.....	32
(4)個別注記表.....	33
(5)監査に関する事項.....	37
(6)財務比率.....	37

【はじめに】

当社は、ユニコムグループの持株会社体制移行の方針に基づき、その準備会社として、平成18年4月12日に「日本ユニコム分割準備株式会社」の商号で設立いたしました。

その後、平成18年6月29日開催の日本ユニコム株式会社（当社親会社、現 ユニコムグループホールディングス株式会社）の株主総会での承認を経て、同年10月1日には同社から商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業およびこれらに附帯する業務を吸収分割により包括的に承継されました。またこれに伴い、親会社「日本ユニコム株式会社」は「ユニコムグループホールディングス株式会社」に、当社は「日本ユニコム株式会社」に、それぞれ商号を変更いたしました。

これにより持株会社体制移行に伴うグループ再編は完了し、当社は持株会社ユニコムグループホールディングス株式会社を中心とする新たなユニコムグループの中核事業会社「日本ユニコム株式会社」として投資・金融サービス業に係る業務を開始しております。

従って、当社の形式上の事業開始日は、会社分割期日である平成18年10月1日であることから、本開示書に記載されている当事業年度の商品先物取引業その他事業の収益に係る数値は同日以降のものとなっております。しかしながら、当社の事業活動につきましては、事実上、事業分割前のユニコムグループホールディングス株式会社（旧日本ユニコム株式会社）の事業活動と連続したものであるため、下記の記載項目うち 印のある項目につきましては、同社とあわせたものとして記載しております。

【記載項目について】

1. 会社の概況

- | | |
|---------------|---|
| (1) 「会社名等」 | 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。 |
| (2) 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| (3) 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| (4) 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| (5) 「営業所の状況」 | 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。 |
| (6) 「財務の概要」 | 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| (7) 「発行済株式総数」 | 平成19年3月期における発行済株式総数を記載しています。 |
| (8) 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| (9) 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| (10) 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| (2) 「当社及び当業界を取巻く環境」及び「営業の経過及び成果」 | 内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向、並びに当社の平成19年3月期における業績について記載しています。 |
| (3) 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |

- (4) 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を載しています。
- (5) 「外務員の登録状況」 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- (6) 「委託者数」 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- (7) 「苦情・紛争に関する事項」 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
- (8) 「訴訟に関する事項」 期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

3. 経理の状況

- (1) 「貸借対照表」
- (2) 「損益計算書」
- (3) 「株主資本等変動計算書」
- (4) 「個別注記表」
- (5) 「監査に関する事項」
- (6) 「財務比率」 当社の主要な財務比率について記載しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{資本金額}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

純資産と負債合計を対比したもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債額と短期間に現金化する可能性のある流動資産額を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

4 . 業務関連事項 (別紙参照)

「月間売買高」

各商品の売買枚数について自己・委託別に記載しています。

「月末建玉状況」

各商品の月末現在の建玉数について自己・委託別に記載しています。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

会社名 日本ユニコム株式会社
所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
電話番号 03-5623-5111 (代表)
代表者の役職氏名 代表取締役社長 河島 毅

(2) 会社の沿革

年 月	事 項
平成18年4月	「日本ユニコム分割準備株式会社」の商号で設立、設立時資本金5千万円
平成18年6月	資本金を1億円に増資
平成18年8月	資本金を1億2千万円に増資
平成18年10月	親会社日本ユニコム株式会社(現 ユニコムグループホールディングス株式会社)の持株会社移行に伴い、同社の商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割により包括的に承継するとともに、当社商号を「日本ユニコム株式会社」に変更 吸収分割による事業承継に伴い、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、新宿第一支店、新宿第二支店、渋谷支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、台北支店を設置。 その他資本剰余金からの振替えにより資本金を31億2千万円に増額
平成18年12月	渋谷支店を渋谷第一支店に名称変更 日本橋第四支店及び渋谷第二支店を新設 新宿第一支店及び新宿第二支店を廃止
平成19年4月	本社内に本店第一営業部、本店第二営業部、本店第三営業部を新設 渋谷第一支店、渋谷第二支店及び日本橋第四支店を廃止

(3) 会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
2. 商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
3. 金融先物取引法に規定する金融先物取引業
4. 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
5. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
6. 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
7. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業並びに商品投資顧問業

- 8. 証券仲介業
- 9. 組合契約又は匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 10. 保険業法に規定する保険募集に関する業務
- 11. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- 12. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- 13. 電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
- 14. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 下線部分は、平成19年5月31日時点において、当社が営んでいない事業を示しております。

(4) 事業の内容

主な事業内容

当社の営む主な事業内容は次のとおりであります。

() 商品先物取引業

商品取引所法に基づき、国内の商品取引所に上場されている商品の受託業務及び自己売買業務を行っております。(許可番号：農林水産省指令 18 総合第 1024 号、平成 18・09・25 商第 4 号)

【当社の加入商品取引所及び許可市場一覧】

加入取引所名	許可市場名
東京工業品取引所	貴金属市場、ゴム市場、アルミニウム市場、石油市場
東京穀物商品取引所	農産物市場、砂糖市場
中部大阪商品取引所	石油市場、畜産物市場、鉄スクラップ市場、ゴム市場、ニッケル市場、アルミニウム市場、ゴム指数市場
関西商品取引所	農産物市場、砂糖市場、繭糸市場、農産物指数市場、水産物市場

() 金融先物取引業(外国為替証拠金取引)

顧客より取引証拠金の預託を事前に受け、通貨の売買の予約をするという担保ベースの取引であり、金融先物取引法に基づく金融先物取引業者の登録を受けて行っております。

(登録番号：関東財務局長(金先)第162号)

() 商品投資販売業

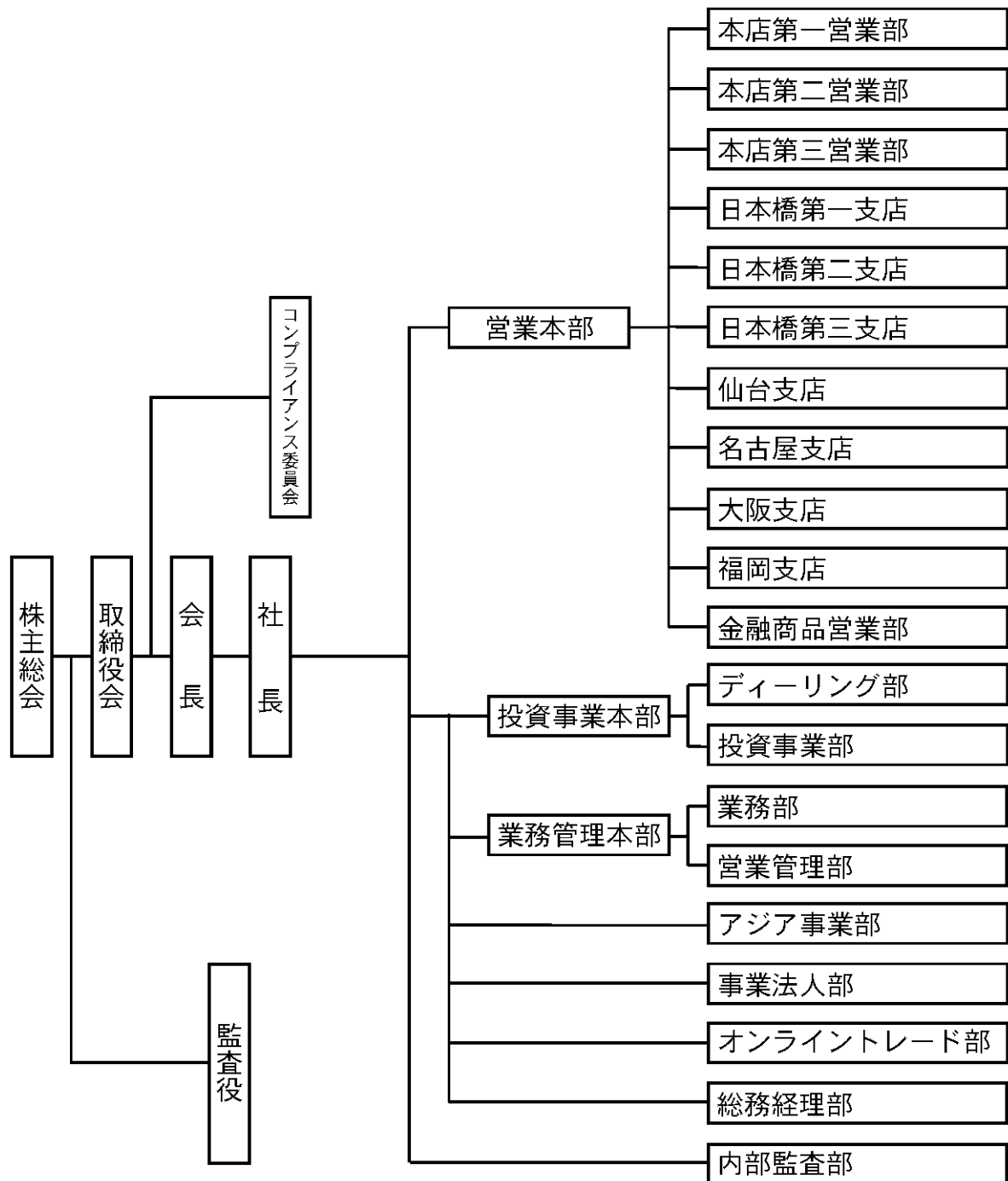
「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、商品ファンドの販売業務を行っております。(許可番号：金農経(1)第125号)

() 証券仲介業

グループ兄弟会社である日産センチュリー証券株式会社を所属証券会社として、証券仲介業の登録を受けております。(登録番号：関東財務局長(仲)第256号)

経営組織

当社の経営組織は、次のとおりであります。



(平成19年5月31日現在)

(5) 営業所の状況(平成19年5月31日現在)

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	03-5623-5111
日本橋第一支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3669-7331
日本橋第二支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3667-5821
日本橋第三支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3669-7351
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町二丁目3番10号	022-264-1611
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番24号	052-211-2711
大阪支店	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号	06-6346-3011
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神三丁目4番5号	092-752-7611
台北支店	台北市中山北路二段96號嘉新第二大樓N-713	886-2-2525-5777

(6) 財務の概要

平成19年3月期(自平成18年4月12日 至平成19年3月31日)

(a) 資本金	3,120,000 千円
(b) 純資産額 (注)	10,485,100 千円
(c) 総資産額	41,770,238 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	4,007,311 千円 (2,901,101 千円)
(e) 経常利益	157,480 千円
(f) 当期純利益	56,146 千円

(注) 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,400株

上場の有無 非上場

(注) 当社の完全親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社は、ジャスダック上場会社であります。

(8) 主要株主名

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ユニコムグループホールディングス株式会社	2,400株	100%

(9) 役員の状況 (平成19年6月30日現在)

氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数
二 家 勝 明 (昭和17年1月22日生)	一 株
河 島 毅 (昭和20年6月28日生)	一 株
青 山 秀 世 (昭和35年11月20日生)	一 株
酒 井 清 行 (昭和22年4月22日生)	一 株

氏 名 (生年月日)	所有する 当社の株式数
竹之内 喜 義 (昭和19年1月29日生)	一 株
派 谷 直 之 (昭和37年6月13日生)	一 株
石 川 好 範 (昭和38年1月20日生)	一 株
飯 盛 信 文 (昭和38年4月17日生)	一 株
二 家 英 彰 (昭和48年12月5日生)	一 株
神 原 克 己 (昭和29年2月20日生)	一 株
福 地 榮 (昭和18年2月15日生)	一 株

上記役員の主要な兼職状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	兼務する他の会社名	兼務の役職	
取締役	二 家 勝 明	ユニコムグループホールディングス株式会社	代表取締役会長	
	河 島 毅	ユニコムグループホールディングス株式会社	取締役	
	青 山 秀 世	ユニコムグループホールディングス株式会社	取締役	
	酒 井 清 行	ユニコムグループホールディングス株式会社	常務取締役	
		日産センチュリー証券株式会社	取締役	
		サンライズキャピタル証券株式会社	取締役	
		エフ・エックス・プラットフォーム株式会社	取締役	
		ゴールデンバーグ・ヘーマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社	代表取締役	
		富士マネジメント株式会社	取締役	
		飯 盛 信 文	エフ・エックス・プラットフォーム株式会社	代表取締役社長
		二 家 英 彰	ユニコムグループホールディングス株式会社	代表取締役社長
	日産センチュリー証券株式会社		取締役	
	サンライズキャピタル証券株式会社		取締役	
	エフ・エックス・プラットフォーム株式会社		取締役	
	富士マネジメント株式会社		取締役	
	ゴールデンバーグ・ヘーマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社		取締役	
	AURA, INC.		取締役	
	神 原 克 己	ユニコムグループホールディングス株式会社	取締役	
日産センチュリー証券株式会社		監査役		

(10) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

	総数	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	400人	347人	53人	213人	187人
平均年齢	33.97才	34.99才	27.31才	31.81才	36.62才
平均勤続年数	8.20年	8.83年	4.10年	7.08年	9.48年
外務員数	357人	338人	19人	213人	144人

（注） 当社従業員はすべて、親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社からの出向社員であります。

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社は、「お客様とともに歩む」の理念に基づき、会社の健全な発展と公共の利益との調和を図り、社会に貢献することを経営の基本方針としております。

お客様が真に求めるものは何かを常に模索、追及し、お客様の立場を考えた創造的な商品の開発や情報の提供等のサービスに努めております。また、社員一人一人がコンプライアンスを徹底し、「利便性と信頼性」の向上を図って企業価値をさらに高めてまいります。

(2) 当社及び当業界を取巻く環境並びに営業の経過及び成果

() 商品先物取引業

2006年度(平成18年4月～平成19年3月)の国内商品先物市場の出来高は、前年度比で約2割減となる85,066千枚となり、3期連続で前年度を下回る結果となりました。これは主に、市場の流動性低下が嫌気され、個人投資家の売買が手控えられたこと、また主力銘柄の一つである石油関連銘柄における激しい相場変動が個人投資家の取引手控えを招いたことが要因となっております。

こうした状況のもと、当社では、対面取引部門の顧客向け新サービスである「P-フラッシュ」(携帯電話による商品先物価格の自動配信サービス)を前面に押し出した営業展開を行うことで売買高拡大に努めましたが、上述の市況要因を受けた石油市場売買高の伸び悩みが大きく影響したことにより、商品総委託売買高は2,696千枚にとどまることとなりました。

この結果、商品委託手数料収入は2,895百万円となり、また商品自己売買損益等含めた商品先物取引業全体の収益は2,919百万円となりました。

() 金融先物取引業(外国為替証拠金取引)

当社は、当連結会計年度におきまして、取引手数料の引下げ、携帯電話を利用したリアルタイム為替レート配信サービスの提供、チャートシステムの機能向上を行うことで、顧客サービスの拡充に努めました。しかし、外国為替市場において、米ドル/円を始めとして総じてボラティリティが低水準となったことから通貨売買高は振るわず、結果、通貨取引関連収益は1,071百万円となりました。

以上の各事業部門の業績を受け、当事業年度における当社の経営成績は、営業収益4,007百万円、経常利益157百万円、当期純利益56百万円となっております。

なお、当事業年度における受取手数料及び売買損益並びに商品先物取引の売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第1期
		(自平成18年4月12日) (至平成19年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		1,639,766
砂糖市場		46,809
繭糸市場		43

商品市場名	期 別	第 1 期
		(自 平成 18 年 4 月 12 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
貴金属市場		780,418
アルミニウム市場		12,001
石油市場		221,492
ゴム市場		190,821
畜産物市場		3
農産物・飼料指数市場		119
天然ゴム指数市場		3,245
ニッケル市場		294
水産物市場		143
小 計		2,895,160
その他		5,941
合 計		2,901,101

- (注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

商品市場名	期 別	第 1 期
		(自 平成 18 年 4 月 12 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
農産物市場		8,447
砂糖市場		2,554
貴金属市場		3,265
アルミニウム市場		69
石油市場		15,217
ゴム市場		3,693
畜産物市場		112
農産物・飼料指数市場		4
天然ゴム指数市場		16
ニッケル市場		63
水産物市場		7
小 計		26,543
海外先物取引		2,169
商品売買損益		1,612
合 計		25,986

- (注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 商品先物取引売買高 (単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 1 期		
		(自 平成 18 年 4 月 12 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		1,141,957	7,134	1,149,091
砂糖市場		38,411	193	38,604
繭糸市場		92	0	92

商品市場名	期別 内訳	第1期 (自 平成18年4月12日) (至 平成19年3月31日)		
		委託	自己	合計
貴金属市場		549,543	44,114	593,657
アルミニウム市場		21,837	120	21,957
石油市場		477,950	20,432	498,382
ゴム市場		459,019	53,394	512,413
畜産物市場		6	14	20
農産物・飼料指数市場		250	2	252
天然ゴム指数市場		6,488	14	6,502
ニッケル市場		828	10	838
水産物市場		281	8	289
合計		2,696,662	125,435	2,822,097

(d) 通貨取引関連収益 (単位：千円)

区分	期別	第1期 (自 平成18年4月12日) (至 平成19年3月31日)
		通貨取引関連収益
合計		1,071,589

- (注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(e) その他 (単位：千円)

区分	期別	第1期 (自 平成18年4月12日) (至 平成19年3月31日)
		商品ファンド運用管理報酬等
合計		8,633

- (注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取巻く経営環境は、中核事業である商品先物取引業をはじめ、その他の事業である金融先物取引業、商品投資販売業等も含めて、全体的に大きく変化してきております。こうした環境下において、強固な経営基盤を築き、継続して当社の企業価値を向上させていくためには、ビジネスモデルの再構築及び内部統制システムの更なる整備等が必要であると考えております。

以上を踏まえ、次に掲げる点を当社の課題として捉え対処してまいります。

既存事業の強化

() 商品先物取引業

商品先物取引部門におきましては、フロー型営業からストック型営業への転換を行い、預かり資産の拡充による収益力の強化を図ります。

そのために、相場動向分析、チャートテクニカル分析を行う投資勉強会や、当社が提供するPCや携帯電話による情報ツール及びネット取引システムの操作説明会、そして

初心者向けの投資セミナーを開催し、その模様をインターネットによるライブ配信も行うことで新規顧客の開拓力強化を図ります。

また、パソコンや携帯電話を利用した情報ツールの充実化、コールセンター機能の強化を行うことで、お客様の取引における利便性を高めてまいります。

() 外国為替証拠金取引業

外国為替証拠金取引部門では、リテール部門（B to C）の拡大及び強化に力点を置き、顧客基盤の拡大による収益の安定化を目指してまいります。同分野においては、競合他社との差別化を図るため、パソコンや携帯電話を利用した情報ツールの充実化、多彩なチャートシステムの提供を行い、また、特にインターネット上で効果的な広告活動を行ってまいります。

収益基盤の拡充

当社は、収益源の多様化を重要な経営課題として掲げ、商品先物取引業の他、外国為替証拠金取引業や証券仲介業にも参入し事業を多角化しております。

当社では、今後も収益源の多様化を重要な経営課題と認識し、下記に掲げる収益部門の強化に取り組むことで、さらなる収益基盤の強化を図ってまいります。

() ディーリング部門

ディーリング部門の収益力強化を目指し、システム売買を利用した取引手法の開発、ディーラーの育成及び増員を行うことで、ディーリング収益を安定的収益基盤に育ててまいります。

() 海外事業部門

当社では、台湾や米国において受託業務や投資顧問業務に取り組んでまいりました。今後は、証券市場や金融デリバティブ市場のさらなる成長が見込まれる中国やシンガポールなどの地域における受託業務や自己売買業務を行う体制を整え、海外事業の収益力強化を図ってまいります。

() 商品ファンド部門

商品ファンド部門におきましては、商品ラインナップの充実化、販売部門の人員増強による営業力の強化を図り、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

内部統制の充実

当事業年度における会社法施行や平成 19 年 9 月施行予定の金融商品取引法においても内部統制システムの整備が義務付けられており、各企業にとりましては、これまで以上の経営の透明性及び公正性の確保への取り組みが不可欠なものとなっております。

当社の親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社では、昨年 11 月に金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度（いわゆる日本版 S O X 法）への準備を行う「内部統制推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、適用年度となる平成 21 年 3 月期に向け、グループ全体の見地からの内部統制上の不備の洗い出しとその是正に係る作業を進めております。当社は同チームとともに、当社の社内規程の整備、業務フローの見直し等の活動を行うことで、グループ中核事業会社として健全な企業運営の遂行が継続できるよう、

適切な内部統制システムの構築ならびに内部監査の強化による運用評価体制の整備に取り組んでまいり所存であります。

(4) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者等の参入防止)

第3条 当社は、以下の各号に該当する者については、適合性の原則に照らして商品先物取引不適格者とし、これらの者に対して商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 長期入院患者で随時の連絡がとれない者

(4) 破産者で復権を得ない者

2. 当社は、以下の各号に該当する者に対しては適合性の原則に照らし、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第1号から第4号に該当する者については次条の審査により承認した場合はこの限りではない。

(1) 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)の収入が収入の過半を占め、これにより生計を維持している者

(2) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者

(3) 一定の高齢者(75才以上)及び若年者(25才以下)

(4) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者

(5) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると判断される者

3. 当社は、委託者として取引している者が、以下の各号に該当することを確認したときは、取引の停止又は縮小を求め、新たな取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第2号及び第3号に該当する者については、本人から取引の継続又は新たな取引を行う旨の申出書の提出があり、総括責任者又はそれに準ずる者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

(1) 委託者が死亡したとき

(2) 委託者が長期に入院することとなったとき

(3) 委託者が高齢(75才)となったとき

(4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき

(5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

4. 当社は、原則として投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託

は行わないものとする。ただし、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及びその金額の裏づけとなる資産を有しており、かつ、委託者自身この要件を満たしていることについて自書による申出書が提出されており、投資可能資金額を超える取引は原則として当社の勧誘及び受託の対象ではないことを理解している場合において、総括責任者（不在等の場合は副総括責任者が代行することができる。ただし、その場合でも速やかに総括責任者の審査を受け、承認を得るものとし、以下、総括責任者の審査を副総括責任者が代行する場合は全て同様とする）が審査の上これを承認したときはこの限りではない。

（適合性等の審査）

第4条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第10条により作成する顧客カード等に基づき適合性等の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められた時は速やかにその勧誘を中止するものとする。

なお、審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前条第2項第1号から第4号に該当する者が、以下の各号の要件を満たすと共に、これらの者が自ら原則として当社の顧客対象者ではないことを理解していること及び以下の要件を満たすことを確認している旨の自書による申出書の提出があり、総括責任者が審査の上承認した場合は、これらの者に対して勧誘及び受託を行うことができるものとする。

（1）前条第2項第1号及び第2号に該当する者については、投資可能資金額の裏づけとなる資産を有していること

（2）前条第2項第3号の75才以上の高齢者については、商品先物取引を行った経験があることなどの投資経験（直近3年以内に延べ90日以上先物取引又は株式の信用取引の経験）があると認められること及び商品先物取引のしくみ・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ、十分に理解していることを証明するものがあること

（3）25才以下の若年者については、商品先物取引のしくみ・リスクその他説明を受け十分に理解していること及び裏づけとなる資産を有していること

（4）公金取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者については、商品先物取引における投資資金が自己資金の範囲であること

3. 当社は、70才以上75才未満の高齢者の審査に当たっては、商品先物取引のしくみ・リスク等を十分に理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、総括責任者又はそれに準ずる者が厳格に審査するものとする。

（勧誘の際の告知・確認）

第5条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立ち、顧客に以下の事項を告知するものとする。

（1）会社の商号、所属部署及び登録外務員の氏名

（2）商品先物取引の勧誘であること

2. 勧誘にあたっては、商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、顧客からの承諾の意思表示を受けてから勧誘するものとする。

3. 第1項の告知及び前項の意思の確認について、顧客の氏名、月日、場所、告知の方法等を記録すると共に、勧誘について顧客の意思確認を行ったことを記録し、受託に至った顧客のこれらの記録は取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘時の禁止等事項)

第6条 当社は、委託の勧誘において以下に該当する勧誘を行わないものとする。

ただし、第3号については顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。

(1) 委託の勧誘を受けることを希望しない旨を意思表示した顧客への勧誘

(2) 商品先物取引をするための借入れの勧誘

(3) 以下に該当する、社会通念上迷惑であると考えられる時間、場所、方法により顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘

夜間、早朝、勤務時間中、迷惑な時間帯における電話又は訪問による勧誘

顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘

顧客に対し威迫し困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘

顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

2. 当社は、再勧誘防止のため委託の勧誘を受けることを希望しない顧客については、勧誘辞退受付簿により情報収集し、本店に設置した「電話発信規制システム」に登録し通話を停止すると共に、当該顧客について全店に周知し、再勧誘が行われることのないよう措置するものとする。

(勧誘の際の説明及び理解の確認)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付の上それらを用いて以下のことについて説明し、理解の確認を行うものとする。

(1) 商品先物取引のしくみ

(2) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比し10～30倍程度の額の取引を行うものであること

(3) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること

(4) 取引証拠金制度及びその証拠金の種類並びにそのしくみ

(5) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期

(6) 商品取引員の禁止行為

(7) その他、「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項

2. 前項の説明及び理解の確認については、まず、前項第2号及び第3号に係る説明とその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

3. 当社は、顧客に対し「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面の記載内容を説明し、「商品先物取引 - 委託のガイド」等と併せて交付する。又、顧客より、前記書面の内容について説明を受け理解出来たこと及び同書面等の交付を受けた旨を記載した「説明確認書」を徴収するものとする。

また、「商品先物取引・実践ガイド」のビデオ・DVD解説書又はビデオテープ(DVD)を交付すると共に、顧客より危険性等の説明を受けた旨と同資料を受領したことを確認する受

領証を徴収するものとする。

4. 当社は、当該担当外務員が顧客から約諾書等を徴収した際に、本店営業管理部審査課担当者へその旨を電話にて連絡し、審査課担当者が直接、委託者に対し商品先物取引についての取引意思、しくみや危険性等についての理解度、取引に関する知識、自己資金であること等を電話で確認と追加説明等をした上で統括責任者に報告するものとする。
5. 当社は、勧誘に係る説明及び理解の確認について、氏名、日時、説明内容等の記録を作成し、3年間保存するものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第8条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、以下の事項を顧客自身が記載した「商品先物取引口座設定申込書」(以下「口座設定申込書」という。)を顧客より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 適合性確認(成年被後見人、認知障害、破産者等の確認)
 - (7) その他必要と認める事項
2. 投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、その資金が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に説明した上で申告を受けるものとする。

(顧客の本人確認書の徴収)

第9条 当社は、健全な委託者の参入を図るため、委託者に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収し、委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を求めその原本又は写しを徴収するものとする。

(顧客カードの整備)

第10条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、以下の事項を口座設定申込書の記載内容も踏まえて顧客カードを作成するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 適合性の審査内容
 - (7) 勧誘の告知の記録
 - (8) その他必要と認める事項
2. 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載すると共に、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。

3. 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

(受託業務における法令の遵守)

第11条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行令、同施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」及び個人情報保護法を遵守するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第12条 当社は受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒する。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第13条 当社は、商品先物取引の経験のない委託者(以下、未経験者という。)に対しては、3ヶ月間の習熟期間を設け、以下の保護育成措置を講ずるものとする。

なお、未経験者とは、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験を有していない委託者をいう。

また、経験の有無の審査については統括責任者又は総括(副総括)責任者が顧客カード等により行い、その審査記録は3年間保存するものとする。

- (1) 未経験者に対しては、第7条に定める説明を十分行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての対処等の説明と、余裕資金での取引を求め、委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 未経験者の保護・育成を図るため、申告された投資可能資金額について十分な管理の下に取引の受託を行うものとする
- (4) 未経験者の習熟期間中の取引量については、当該委託者が申告した投資可能資金額の一定の取引量に制限するものとし、その取扱いについては「商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則」によるものとする
- (5) 習熟期間中の未経験者に商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、管理担当班の責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員を訪問させ、取引の習熟度、取引内容の確認等を行い、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第14条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として業務管理本部長を定め、その内容について社内
に徹底するとともに委託者に周知しその記録を3年間保存する。

(取引本証拠金の預託特例の承認)

第15条 取引本証拠金の徴収時期の預託特例について、委託者から申出書の提出があったときは、総括責任者又はそれに準ずる者が顧客カード、お客様アンケート等により、資金力及び取引経験等を審査の上、これを承認することができる。

(不正資金の流入防止)

第16条 当社は委託者からの不正資金の流入を防止するため、第3条第2項第4号に該当し、総括(副総括)責任者の審査により受託を承認した者については、次項以下の措置を講ずるものとする。

2. 当該委託者からの預り額(帳尻益の振替分を除く。)の合計額又は新たに申告した投資可能資金額が、口座設定申込書、お客様アンケート、その他の申出書等で本人が申告した金融資産額及び収入の額等を考慮して過大であると判断したときは当該委託者の預託金について調査を行うものとする。
3. 前項の調査に当たっては、管理部門と営業部門との協力により当該委託者から委託された資金の性格や資金の出所を委託者との電話、面談その他の方法により聴取するか必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類又は証拠物件の提出を求めるものとする。
4. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算するものとする。
5. 調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

(管理担当班の設置)

第17条 当社は、本店に営業管理部を設置し、本店及び支店に管理担当班を置くものとする。

2. 受託業務に係わる総括及び管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者、副総括責任者を置き、本店又は支店に統括責任者を置くものとする。
3. 総括責任者、副総括責任者、統括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は取締役とし、副総括責任者及び統括責任者は総括責任者が営業部門以外の部長職級以上の役職者から任命する
 - (2) 管理担当班の責任者は統括責任者とする
4. 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

(管理担当班の職務)

第18条 管理担当班の職務は以下のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに勧誘及び受託の適否の管理
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
- (4) 商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱要領に基づく委託者の審査及び受託管理
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡・サ・ビス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
- (7) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
- (8) 苦情・紛争に対する適切な対応及び不当勧誘の防止・管理
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置

(11) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第19条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第20条 当社は、習熟期間中の委託者に、第13条第1項第3号及び第4号に定める相応の資金量の範囲内の建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について未経験者への説明を行うとともに、その理解と遵守を求めることとする。

また、経験のある委託者や取引員(取り次ぎ取引員)にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告・宣伝に係わる規則)

第21条 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、取締役1名を責任者として任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

(本規則の適用除外)

第22条 当社は以下の取引を原則的に本規則の適用対象外とする。

なお、電子取引(オンライントレード)については別に管理規則を定めるものとする。

(1) オンライントレード

(2) コールセンターの取引

(3) 事業法人部の当業者及び当業者に準ずる法人委託者の取引

(日本商品先物取引協会への届出)

第23条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

付 則

1. 本規則は、平成元年11月27日より施行する。
2. 本規則は、平成2年4月1日より一部改正施行する。
3. 本規則は、平成4年1月6日より一部改正施行する。
4. 本規則は、平成4年7月1日より一部改正施行する。
5. 本規則は、平成5年9月1日より一部改正施行する。
6. 本規則は、平成8年7月1日より一部改正施行する。

- 7 . 本規則は、平成10年 9 月 1 日より一部改正施行する。
- 8 . 本規則は、平成11年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 9 . 本規則は、平成11年10月 1 日より一部改正施行する。
- 10 . 本規則は、平成12年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 11 . 本規則は、平成12年 9 月28日より一部改正施行する。
- 12 . 本規則は、平成13年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 13 . 本規則は、平成14年 1 月 4 日より一部改正施行する。
- 14 . 本規則は、平成15年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 15 . 本規則は、平成15年 6 月 6 日より一部改正施行する。
- 16 . 本規則は、平成17年 5 月 1 日より一部改正施行する。
- 17 . 本規則は、平成18年10月 1 日より一部改正施行する。
- 18 . 本規則は、平成19年 1 月15日より一部改正施行する。

商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則

当社は、受託業務管理規則第13条第1項第3号及び第4号に基づき、商品先物取引の未経験者と判断される委託者の取引を受託するにあたり、下記の通り取扱要領を定める。

記

未経験者の保護期間内の一定の取引量

1. 習熟期間中における受託（取引開始日より3ヶ月間）
 - (1) 委託者より申告された投資可能資金額の3分の1額に相当する取引量の範囲内において受託するものとする
 - (2) 前号の投資可能資金額の3分の1は、建玉時に預託する取引証拠金等の額とし、原則として取引追証拠金、取引臨時増証拠金及び取引定時増証拠金は含まないものとする
2. 委託者が上記の3分の1を超える取引を希望した場合の措置
 - (1) 委託者から上記の3分の1を超える取引を求められた場合には、当該委託者が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、その制限の例外要件を理解していること及び当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けると共に、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した上で、総括責任者（不在等の場合は副総括責任者）の審査により承認された場合には、上記の3分の1を超える取引量を受託することができる
 - (2) 前号の審査結果については、最終審査者、審査日、適否の判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする
 - (3) 第1号の審査の結果、不適合と判断された委託者にとっては、前項の取扱いとする

付 則

1. 本規則は、平成17年5月1日より施行する。
2. 本規則は、平成18年10月1日より一部改正施行する。

電子取引受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、電子取引による商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第3条 当社は、以下の各号に該当すると判明したときは商品先物取引の受託は行わないものとする。

但し、第5号及び第6号に該当するときは総括責任者又はそれに準ずる者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 年金生活者等で余裕資金を持たないと判断される者
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (5) 75才以上の者
- (6) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者
- (7) 長期入院患者で随時の連絡がとれない者
- (8) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると判断される者

(電子取引申込基準)

第4条 当社は電子取引の性質上、委託者の取引に際し以下の基準を設け、委託者が同基準を満たさないときは受託しないものとする。

- (1) 電子取引の利用環境が適正に整備されていること
- (2) パソコン又は携帯電話等の端末操作が的確に行えること
- (3) 個人情報の登録が正確になされていること
- (4) 電子取引に関する利用方法及び取扱規則について十分理解し遵守すること
- (5) その他、当社が電子取引を行うに必要と判断した事項

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第5条 当社は、委託者との契約並びに取引に関する書面の交付及び通知等は、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得たときは、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)にて行うことができるものとする。

(受託契約締結前の書面等交付)

第6条 当社は、商品先物取引の受託にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」、電子取引に関する利用及び取扱規則等の関係書類を書面にて交付又は電磁的方法により交付し、その記載内容、商品先物取引のしくみ、取引証拠金、委託手数料等の額及び徴収の時期等の基本的知識について理解を求め、取引の投機的本質について危険開示を行い顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めるところとする。

2. 当社は、顧客より、前項書面の内容について理解出来たこと及び取扱規則に同意する旨を書面又は電磁的方法により確認するものとする。

3. 当社は、オンライントレード部担当者が顧客から契約関係書類等を書面又は電磁的方法により徴収し、管理責任者が契約関係書類等の書類を審査し、受託の適否を判断するものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第7条 当社は、顧客の取引における適合性等を確認するため、顧客より以下の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を書面又は電磁的方法により徴収するものとする。

(1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先

(2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所

(3) 年収及び資産の状況

(4) 商品先物取引の経験の有無

(5) 商品先物取引以外の先物取引、証券取引等の経験の有無

(6) その他必要と認める事項

(顧客の本人確認書の徴収)

第8条 当社は、委託者より、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収するものとする。又、委託者が法人の場合は、登記簿謄本等の提出を求め元本又は写しを徴収するものとする。

(顧客カードの整備)

第9条 当社は、商品先物取引を行う顧客について以下の事項をオンライントレード部担当者が記載又は電磁的方法により入力した顧客カードを作成するものとする。

(1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先

(2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所

(3) 推定年収及び推定資産の状況

(4) 商品先物取引の経験の有無

(5) 商品先物取引以外の先物取引、証券取引(現物、信用)等の経験の有無

(6) その他必要と認める事項

2. 顧客カードは、オンライントレード部担当者が所要の事項を記載又は電磁的方法により入力されたものを、受託前に予め営業管理部の審査を受けるものとする。

3. 顧客カードは、全てこれを本店営業管理部が管理・保存することとする。

(受託業務における法令の遵守)

第10条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行令、同施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」及び個人情報保護法を遵守するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第11条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として業務管理本部長を定め、その内容について社内
に徹底するとともに委託者に周知しその記録を3年間保存するものとする。

(不正資金の流入防止)

第12条 当社は、委託者から不正資金の預託があることが判明したときは、その内容の調査と共に当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算するものとする。

(取扱規則の制定及び交付)

第13条 当社は電子取引に関する利用規則を制定し事前に顧客に交付するものとする。

(広告・宣伝に係わる規則)

第14条 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、責任者1名を任命する。他に、副責任者として責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第15条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とするものとする。

付 則

1. この規則は、平成17年5月1日より施行する。
2. この規則は、平成18年10月1日より一部改正施行する。
3. この規則は、平成19年1月15日より一部改正施行する。
4. この規則は、平成19年2月1日より一部改正施行する。

(5) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
525 名	37 名	196 名	366 名

(6) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
5,788 名	2,009 名	5,830 名

(7) 苦情・紛争に関する事項

委託者からの苦情・紛争等に対しましては、本社営業管理部に顧客相談室等を設置して対応しております。一方、支店におきましては全支店に配属している顧客サービス課員が本社顧客管理部と連携して委託者に直接対応し、紛争の未然防止に努めるとともに苦情等に対する適切な処理ができる体制を敷いております。

平成19年3月期中における委託者からの苦情・紛争の状況につきましては、次のとおりです。

日商協に対する苦情・紛争

	受付件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取り下げ	打ち切り	
苦 情	5	3	0	2	0
あ っ せ ん	3	1	0	0	2

当社に対する苦情

受付件数	解決	処理中
67	32	35

(8) 訴訟に関する事項

平成19年3月期中の係争

係争中の事件については、本年度発生が20件、本年度解決が12件（和解）となり、当年度末の係属中のものは、訴訟金額が小額なものを含め17件となっております。

また、平成19年4月から5月末では、発生2件、解決0件（和解）、係属中19件となっております。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	39,329,875	流動負債	31,285,073
現金預金	7,908,120	未払金	487,907
委託者未収金	536,307	未払費用	8,758
有価証券	1,517,070	未払法人税等	45,075
商品	16,317	預り証拠金	20,259,050
前払費用	59,482	外国為替取引預り証拠金	8,697,566
保管有価証券	6,006,109	賞与引当金	72,000
差入保証金	17,422,979	受入保証金	1,678,452
委託者先物取引差金	1,916,404	その他の流動負債	36,262
預託金	248,000	特別法上の準備金	254,616
短期貸付金	2,400,000	商品取引責任準備金	254,616
繰延税金資産	99,483	(商品取引所法第221条)	
その他の流動資産	1,311,599		
貸倒引当金	△ 112,000		
固定資産	2,440,363	負債合計	31,539,689
有形固定資産	613,457	純資産の部	
建物	288,099	株主資本	10,176,146
車両	36,746	資本金	3,120,000
器具及び備品	288,610	資本剰余金	7,000,000
無形固定資産	56,831	資本準備金	750,000
電話加入権	49,947	その他資本剰余金	6,250,000
ソフトウェア	6,883	利益剰余金	56,146
投資その他の資産	1,770,075	繰越利益剰余金	56,146
投資有価証券	423,040	評価・換算差額等	54,402
関係会社株式	35,000	その他有価証券評価差額金	54,402
出資金	245,323	純資産合計	10,230,548
長期未収債権	900,086	負債及び純資産合計	41,770,238
長期差入保証金	606,517		
長期前払費用	44,545		
繰延税金資産	408,373		
その他の投資等	187		
貸倒引当金	△ 893,000		
資産合計	41,770,238		

(2) 損益計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料収入	2,901,101	
商品先物取引損益	24,374	
通貨取引関連収益	1,071,589	
商品売買損益	1,612	
その他の営業収益	8,633	4,007,311
営業費用		
販売費及び一般管理費	4,145,253	4,145,253
営業損失		137,942
営業外収益		
受取利息	50,878	
受取配当金	155,362	
投資有価証券売却益	12,522	
為替差益	60,573	
その他の営業外収益	21,117	300,454
営業外費用		
支払利息	3,842	
その他の営業外費用	1,188	5,031
経常利益		157,480
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	29,428	
取引所功労金	2,666	32,095
特別損失		
固定資産除売却損	69,419	
減損損失	27,961	
出資金償還損	4,697	102,079
税引前当期純利益		87,496
法人税、住民税及び事業税	75,138	
法人税等調整額	△43,788	31,350
当期純利益		56,146

(3) 株主資本等変動計算書(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 剰余 資本 金	資本 剰余 金 合計	繰越 利益 剰余 金	利益 剰余 金 合計		
平成18年4月12日 残高 (千円)	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額								
新株の発行	120,000						120,000	
会社分割による増加分	3,000,000	750,000	6,250,000	7,000,000			10,000,000	
当期純利益					56,146	56,146	56,146	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計 (千円)	3,120,000	750,000	6,250,000	7,000,000	56,146	56,146	10,176,146	
平成19年3月31日 残高 (千円)	3,120,000	750,000	6,250,000	7,000,000	56,146	56,146	10,176,146	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年4月12日 残高 (千円)	-	-	-
事業年度中の変動額			
新株の発行			120,000
会社分割による増加分	81,411	81,411	10,081,411
当期純利益			56,146
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	27,008	27,008	27,008
事業年度中の変動額合計 (千円)	54,402	54,402	10,230,548
平成19年3月31日 残高 (千円)	54,402	54,402	10,230,548

(4) 個別注記表

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5．引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は委託者未収金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収可能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき計上しております。

6．外貨建資産・負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファンナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8．消費税等の処理方法

税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上未払金に含めて表示しております。

・貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産もしくは差し入れている資産は、次のとおりであります。

現金預金	(差入先 金融機関)	1,400,000	千円
有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	1,517,070	千円
保管有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	5,702,121	千円
投資有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	403,584	千円

(1) 金融機関に差し入れている現金預金の 500,000 千円は、商品取引所法第 179 条第 7 項の規定に基づく銀行等による保証を受けるためであります。

(2) 金融機関に差し入れている現金預金の 900,000 千円は、商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号に基づく銀行による保証を受けるためであります。

(3) 日本商品清算機構に差し入れている有価証券、保管有価証券、投資有価証券は商品取引所法第 179 条第 1 項に基づくものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,290,066 千円であります。

3. 平成 19 年 4 月 9 日に閉鎖予定の渋谷支店に係る固定資産（建物 22,340 千円、器具及び備品 5,621 千円）を減損処理しております。

4. 関係会社に対する債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,400,000	千円
短期金銭債務	40,029	千円

・損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引以外の収入	129,729	千円
営業取引以外の支出	882,627	千円

・株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

2,400 株

・税効果会計の注記

繰延税金資産の発生の主な内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入限度超過額		41,448	千円
賞与引当金繰入限度超過額		29,232	
減損損失		11,352	
その他		17,451	
繰延税金資産(流動資産)	小計	99,483	
貸倒引当金繰入限度超過額		331,241	
商品取引責任準備金否認		103,374	
投資有価証券評価損否認		17,027	
その他		10,942	
繰延税金資産(固定資産)	小計	462,585	
評価性引当額		17,027	
繰延税金資産(固定資産)	合計	445,558	
繰延税金資産	合計	545,041	

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金		37,184
繰延税金資産の純額		507,857

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.5	
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	60.4	
住民税均等割等	7.2	
未払役員賞与	32.2	
その他	0.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8	

・1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,368,819	円	01	銭
1株当たり当期純利益	28,881	円	71	銭

・関連当事者との取引に関する注記

- (1) 当社は平成18年10月1日付けでユニコムグループホールディングス㈱より、商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を承継しており、それに伴い以下の資産負債を受け入れております。

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
流動資産	34,932,756	流動負債	28,689,922
固定資産	4,122,606	特別法上の準備金	284,045
		その他有価証券評価差額金	81,411

(2) 親会社との取引

会社名	取引の内容	金額(千円)	科目
ユニコムグループホールディングス(株)	経営指導料の支払	780,000	その他の報酬
	資金の貸し付け	2,400,000	短期貸付金

(3) 子会社との取引

会社名	資本金(千円)	議決権の所有割合	取引の内容	金額(千円)	科目
エフ・エックス・プラットフォーム(株)	50,000	70%	剰余金の配当	105,000	受取配当金

・記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

(5) 監査に関する事項

当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付屬明細書につきましては、あずさ監査法人により、会社法第436条第2項第1項の規定に基づく監査に準じた会計監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	1668.79 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	327.90 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	336.06 %
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資本 × 100]	24.49 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額] × 100	44.11 %
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額]	298.38 %
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	125.71 %

(平成19年3月31日現在)